令 和 7 年 9 月 26 日
震災復興・企画部震災復興・企画課

気仙沼市過疎地域持続的発展計画の策定について

1　趣旨

令和３年４月の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年４月１日から令和 13 年３月 31 日まで 10 年間の時限立法)」（以下,「過疎法」という。）の施行により，本市が引き続き過疎地域に指定されたことから，同法の規定に基づき，令和３年９月に令和７年度までを期限とする「気仙沼市過疎地域持続的発展計画」（以下,「計画」という。）を策定した。

今般，計画期間が終了することから，新たに令和８年度から令和 12 年度までの５年間の計画を策定するもの。

2　目的

過疎地域である本市の持続的発展を図るため，総合的かつ計画的な対策を実施し，もって住民福祉の向上，雇用の増大，地域格差の是正等に寄与することを目的とする。

また，計画策定により過疎地域向けの国の財政支援等が活用可能となることから，各施策を具現化するための有効な財源の確保を図る。

3　計画策定にあたっての基本的な考え方

過疎法及び「宮城県過疎地域持続的発展方針」に加え，本市の最上位計画である「第２次気仙沼市総合計画（以下,「総合計画」という。)」と整合を図る。

※なお，令和９年度を始期とする第３次気仙沼市総合計画策定後に，同計画に沿った計画に変更する。

4　計画の構成

1　基本的な事項
　(1)市の概要
　(2)人口及び産業の推移と動向
　(3)行財政の状況
　(4)持続的発展の基本方針
　(5)持続的発展のための基本目標
　(6)計画達成状況の評価に関する事項
　(7)計画期間
　(8)公共施設等総合整備計画との整合
2　移住・定住・地域間交流の促進，人材育成
3　産業の振興
4　地域における情報化
5　交通施設の整備，交通手段の確保の促進
6　生活環境の整備
7　子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
8　医療の確保

9　教育の振興 10　集落の整備 11　地域文化の振興等 12　再生可能エネルギーの利用の推進 13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

5　気仙沼市過疎地域持続的発展計画（素案）について

別添のとおり

6　現行計画からの主な更新内容

(1)「本計画の基本方針」の更新（計画素案 10 ページ）

・「人口減少の緩和と改善」を「人口減少の緩和」と変更

(2)「持続的発展のための基本目標」の更新（計画素案 11 ページ）

・「人口数」現状（令和７年）　55,588 人 ※令和７年４月末時点の住民基本台帳人口

目標（令和 12 年）　51,842 人 ※第２次気仙沼市総合計画後期基本計画基本構想の目標人口

・「合計特殊出生率」の削除

(3)「計画期間」の更新（計画素案 11 ページ）

・「令和８年４月１日から令和 13 年３月 31 日までの５年間」と記載

(4) ２～13 の各項目において設定した指標について，「現状」及び「目標」をそれぞれ令和６年度，令和 12 年度の数値に更新

(5) 掲載事業（令和８年度から 12 年度にかけて計画に基づき実施予定とする事業）を精査のうえ更新

項目		変更素案	現行計画	ページ
３.産業の振興	農業	（削除）	農地等地域整備事業	23
	林業	市民の森整備事業	（追加）	23
	観光又はレクリエーション	本吉放牧場施設整備事業	（追加）	23
	商工業・６次産業化	（削除）	市内事業者生産性改善支援事業	24
	観光	（削除）	観光客受入れ態勢整備事業	24
４.地域における情報化	その他	新庁舎情報通信ネットワーク構築事業	（追加）	28
５.交通施設の整備，交通手段の確保	道路	（削除） ※「市道整備計画に基づく道路整備事業」へ統合	田中赤貝線整備事業，八日町河原田線外１路線整備事業，萱原ノ沢線整備事業，小鯖鮪立線整備事業，明戸瀬向線整備事業，大向 15 号線外１路線整備事業，磯沢線整備事業，内の脇 29 号線外１線道路改良	31

			事業	
		一般廃棄物最終処分場関連市道整備事業	（追加）	31
６.生活環境の整備	ごみ処理施設	（削除）	一般廃棄物最終処分場整備事業	36
	危険施設除去	不良住宅空家除却費補助事業	（追加）	37
	その他 過疎地域持続的発展特別事業分	（削除）	都市計画マスタープラン策定事業	37
		（削除）	立地適正化計画策定事業	37
		（削除）	用途地域見直し事業	37
	その他	立地適正化計画に基づく事業	（追加）	37
７.子育て環境確保,高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童館	（削除）	学童保育センター整備事業	43
	その他	（削除） ※母子保健事業へ統合	特定不妊治療費助成事業	43
９.教育の振興	屋内運動場	中学校施設改修事業	（追加）	50
11.地域文化の振興等	地域文化振興施設	リアス・アーク美術館改修・整備事業	（追加）	57
13.その他地域の持続的発展に関し必要な事項		海岸漂着物等地域対策推進事業	（追加）	61

(6)その他，各項目において，総合計画と整合を図りつつ，記載内容について時点更新